

4. プロジェクトの考え方・進め方

(1) 生物多様性の確保に向けた体制づくり

<リーディングプロジェクト【1】>

1) まとまり・つながりのあるみどり（エコロジカルネットワーク）の確保

生物多様性を確保するには、生物の「個体」「種」「生態系」の各レベルの多様性とそれらの生物種などの棲息を可能とする環境構造の要素（緑・水系・空間）、棲み分け場所が多様であり、それぞれがまとまりを持っている必要があります（図4-(1)-1、図4-(1)-2参照）。

ニュータウン区域では、ニュータウン事業により計画的に配置された公園緑地や住宅団地などの斜面林など、まとまり・つながりのあるみどりが確保されている状況です。

今後、ニュータウン区域以外で生物多様性を確保するうえで重要と考えられるエリア（樹林地が残り、湧水も認められ、維持管理することで生態系の確保が可能と考えられるエリア）の抽出を行い、その保全方策を検討し、土地所有者への協力を依頼していきます。

表示番号	行政界・その他	つながりのエリア	環境の特徴
①	稲城市	連光寺エリア	湧水、スジグロボタル、キバサナギガイ など
②	川崎市	よこやまの道	植物類、鳥類、小動物類、昆虫類 など
③	町田市	よこやまの道	植物類、鳥類、小動物類、昆虫類 など
④	八王子市	大栗川水系・愛宕山	植物類、鳥類、小動物類、水生生物 など
⑤	日野市	和田エリア	湧水、タヌキ、サイハイラン など
⑥	多摩川	多摩川水系	河原の植生、水鳥、水生生物 など
⑦	大栗川	大栗川水系	水鳥、水生生物 など
⑧	乞田川	乞田川水系	水鳥、水生生物 など
⑨	市内樹林地	原峰エリア	タマノカンアオイ、タヌキ など



図4-(1)-1 各エリアのみどりのつながりと注目する環境・生き物など

まとめり・つながりのあるみどり（エコロジカルネットワーク）の確保 検討図

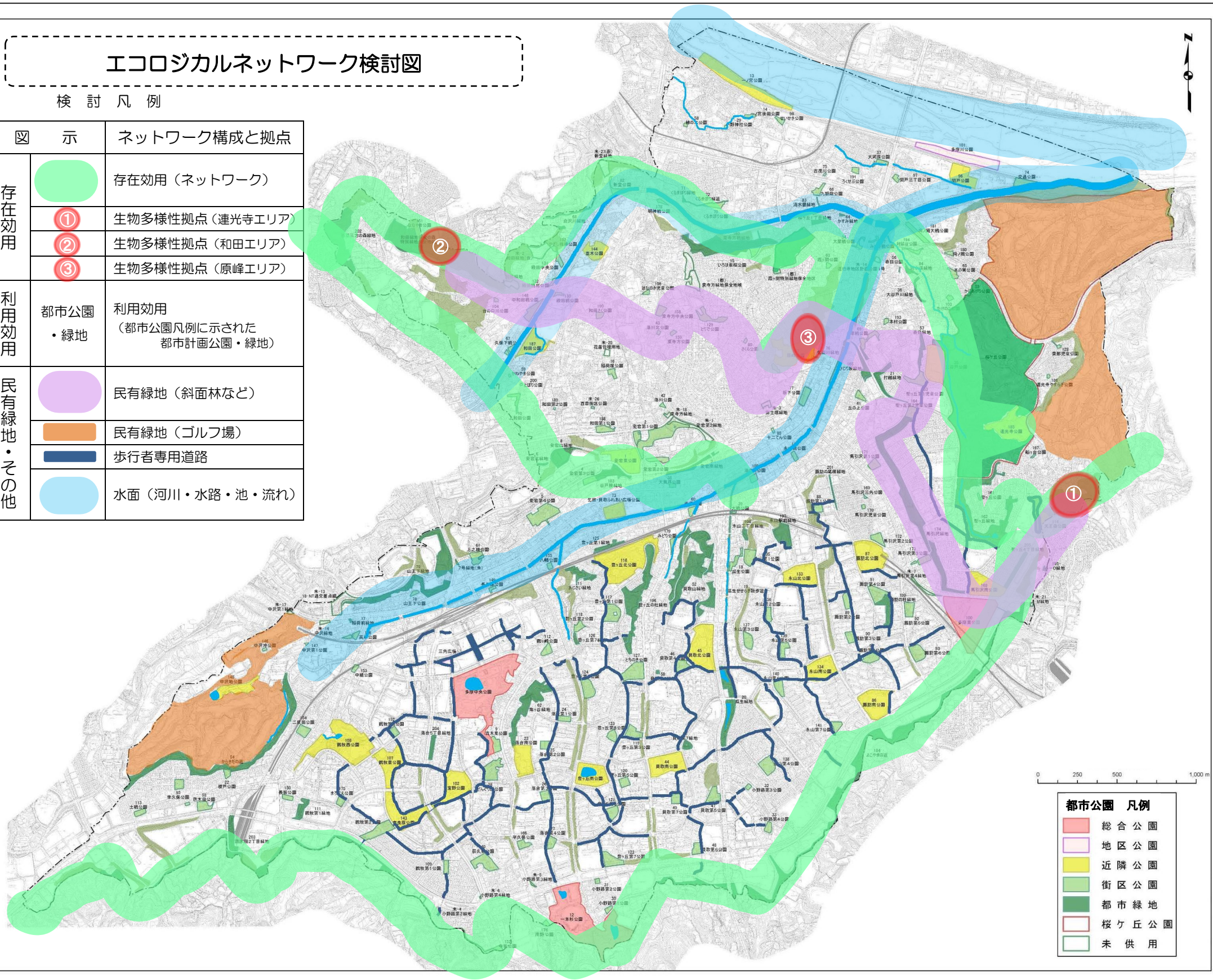
エコロジカルネットワークの検討

平成二十五年七月

エコロジカルネットワーク検討図

検討凡例

図 示		ネットワーク構成と拠点
存在効用		存在効用（ネットワーク）
	①	生物多様性拠点（連光寺エリア）
	②	生物多様性拠点（和田エリア）
	③	生物多様性拠点（原峰エリア）
利用効用	都市公園 ・緑地	利用効用 （都市公園凡例に示された 都市計画公園・緑地）
民有緑地・その他		民有緑地（斜面林など）
		民有緑地（ゴルフ場）
		歩行者専用道路
		水面（河川・水路・池・流れ）



ネットワークの構成と拠点	概 況
存在効用 （公園や緑地、民有林などが、ネットワークとして存在することで、市民生活や生態系などに効用をもたらす。）	・生物多様性への寄与 （個体）「種」「生態系」の各レベルの多様性確保の要素（緑・水系・空間）を有している。） ・景観の保全、潤い・癒しへの寄与 （みどり豊かな多摩市景観、暮らしの潤い・癒しなどの機能と効用を担っている。）
利用効用	・暮らし（レクリエーションやスポーツなど）や景観などに、利用の効用を提供している。 ・小動物や鳥類などにとって、棲息しやすい環境（空間）が既に形成されている。
生物多様性拠点① （連光寺6丁目エリア）	・スジグロボタルやヘイケボタルなどが確認されているとともに、キバサナギガイなどの巻貝も確認されている。 ・「連光寺・若葉台里山保全地域」に決定（平成26年11月14日）。
生物多様性拠点② （和田エリア）	・日野市との市境で、多摩市側に向いた南向き斜面で、多様な植物種が確認されている。 ・多摩市に寄付されたたな山緑地では、湧水地があり、水辺に集まる鳥類も確認されている。 ・現在、民有地であるため早急な保全対策が必要である。
生物多様性拠点② （原峰エリア）	・桜ヶ丘住宅地の東南斜面で、多摩川の関戸橋辺りからも確認できる緑地である。 ・市街化が進む中で、植生も豊かで、乞田川の水鳥の棲みかともなっているため、早急な保全対策が必要である。
みどりの利用効用 （存在している公園緑地や民有林などを市民が利用・活用することで効用をもたらす。）	・多摩市内6割のニュータウン区域には、計画的に整備された緑豊かな公園緑地が存在し、市民に親しまれ、散策やレクリエーションなどに利用・活用されている。 ・住宅団地などの斜面林も多く、小動物や鳥類の移動にも利用されている。
民有緑地 （斜面林・ゴルフ場など）	・ニュータウン区域内には、住宅団地の沿道斜面林が連続して位置している。 ・ニュータウン区域外には、面積的には狭いが、民有斜面林が位置している。 ・多摩市内には、3か所のゴルフ場が位置し、みどりの拠点機能を発揮している。
水面 （河川・水路・流れ・湧水）	・多摩市内には、多摩川支流の大栗川と乞田川が位置している。乞田川の下流域には、池や湧水地が位置している。

図 4-(1)-2 まとめり・つながりのある（エコロジカルネットワーク）の確保検討図

2) 庁内体制の構築

生物多様性の確保に関する取り組みについては、環境部だけでなく庁内の関連部署と連携しながら行なっていきます（図 4-(1)-3、図 4-(1)-4 参照）。

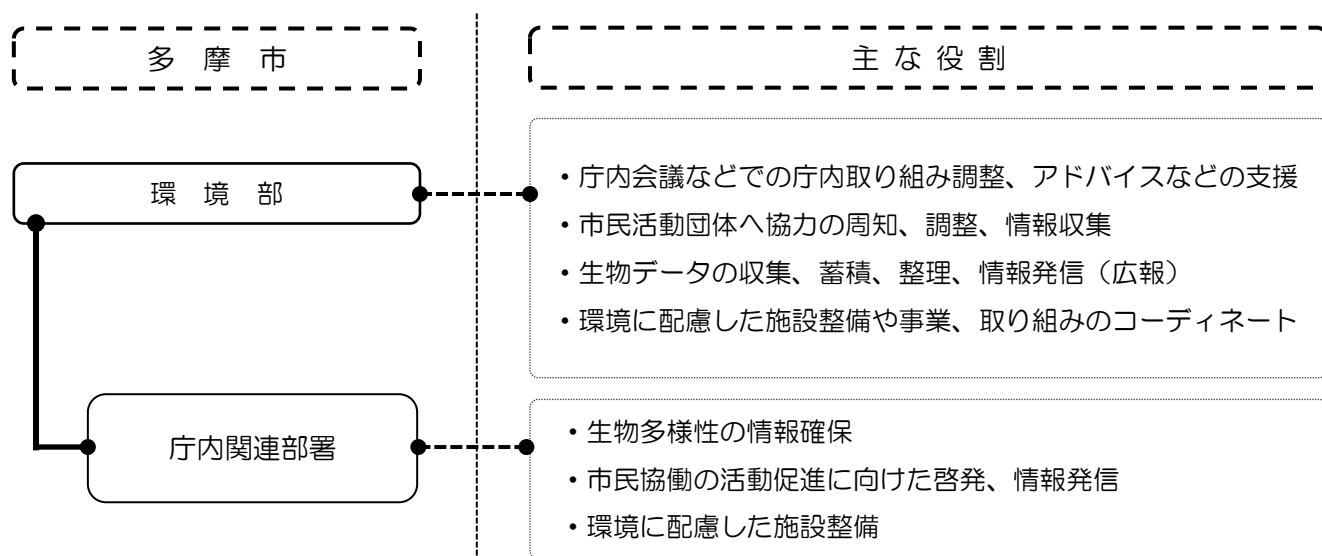


図 4-(1)-3 関連部署との連携（案）

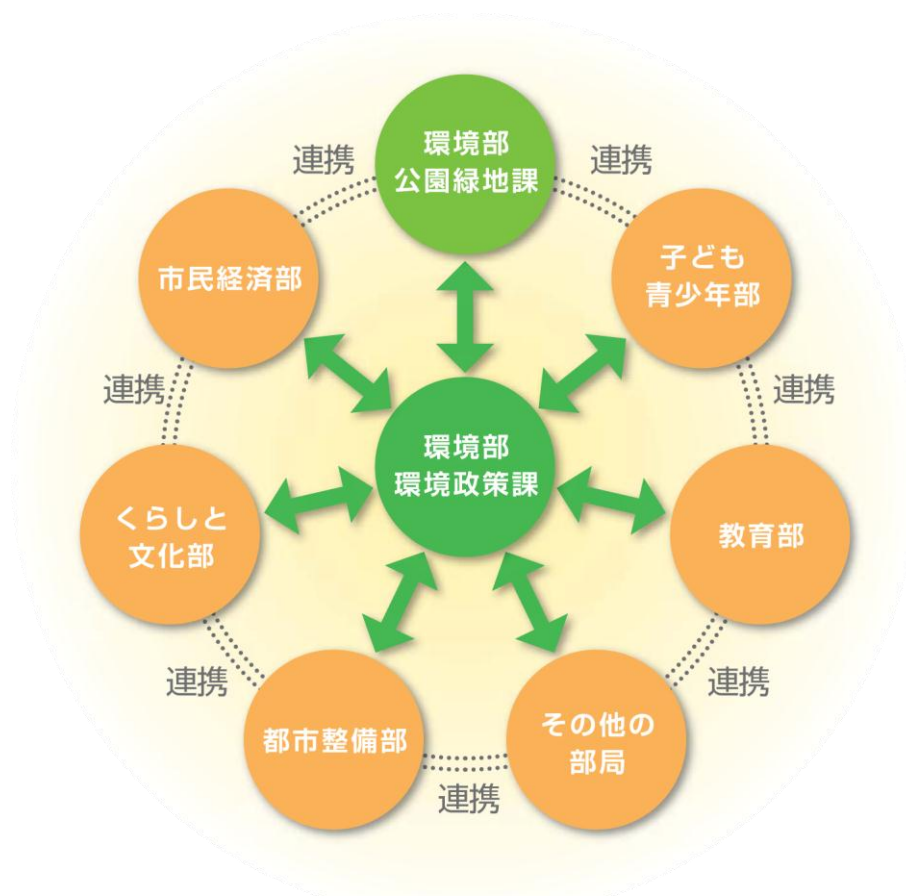


図 4-(1)-4 庁内の取り組み体制（案）概念図

3) 現在の取り組みと今後の発展

3) - 1 既存データの更新と生き物や植生情報の収集・発信

多摩市では、平成 15 年度に実施した多摩市動植物調査の結果を、ホームページで公表しています。その他、生き物の最新の状況を把握するために、市民の皆さんが多摩市内で見つけた動植物に関する情報をお寄せいただき、公式ホームページ内で公表、皆さんにお知らせするデータベースのしくみを構築しています（写 4-(1)-1、写 4-(1)-2 参照）。

今後は、多摩川野鳥ギャラリーや多摩川の冬鳥観察会記録と野鳥の写真募集、平成 25 年度に行った樹木の毎木調査なども生物多様性を検討する際の参考データとする予定です。

また、これらの情報を広く発信していくため、多摩市ホームページへの掲載手法を工夫するなどして、より多くの市民の皆さんの目に触れるようにしていきます。

投稿 No.62



1	種類	オオバギボウシ
2	日時・天気	平成25年7月18日(木曜) 午後3時 曇り
3	発見場所	連光寺6丁目
4	コメント	林の淵で咲いていました。
5	発見者の名前・連絡先	田中(ち)

写 4-(1)-1 市民から投稿されたデータ
出典：多摩市ホームページ



050 コハクチョウ2

【H25.3.9 関戸在住の方が撮影されました。(撮影場所:関戸橋下流)】

羽がグレーがかっているのは幼鳥です。

写 4-(1)-2 市民投稿された野鳥ギャラリーデータ
出典：多摩市ホームページ

3) - 2 多摩市身の周りの環境地図作品展

多摩市内の小中学生を対象に、多摩市内の多様な生活環境を取り上げた「多摩市身の周りの環境地図作品展」を行っています。子どもの目線ならではの自然環境（カブトムシなど昆虫のいる公園など）を表した環境地図も多くあります（写 4-(1)-3 参照）。これらの情報も参考データとする予定です。



写 4-(1)-3 多摩市身のまわりの環境地図作品

3) - 3 その他の取り組み

前述した取り組みとあわせて、多摩市では現在、表 4-(1)-1 のような事業に市民協働で取り組んでいます（写 4-(1)-4、写 4-(1)-5、写 4-(1)-6、写 4-(1)-7 参照）。これらの取り組みから得られる情報や、ボランティアで活動されている方々からの情報も、今後は生物多様性を検討する際の参考データとする予定です。

表 4-(1)-1 生物多様性に関する施策で多摩市が取り組んでいる代表的な事例（事業）一覧

多摩市の役割	事業
主体的に行う事業	多摩市内で見つけた自然を教えてください （公式ホームページへの投稿依頼）
	多摩川野鳥ギャラリー（公式ホームページへの投稿依頼）
	多摩市身の周りの環境地図作品展
	愛宕第四公園・連光寺 1 丁目の新設公園の環境への配慮調査
市民団体と連携している事業	川の生き物調査・観察会
	川の生き物の多摩市役所庁舎での水槽展示
	環境ウォッチング（野外観察会）
	環境学習セミナー
	エコ・フェスタ（環境展及び発表会）
	乞田川の恵み（乞田川生き物調査・観察会）などの事業
企業と連携している事業	一ノ宮用水護岸工事後の川の生き物調査
	「多摩市のいきもの応援活動」のパネル展示



写 4-(1)-4 川の生き物調査・観察会の様子



写 4-(1)-5 環境ウォッチング（野外観察会）の様子



写 4-(1)-6 水辺観察イベントの様子



写 4-(1)-7 環境学習セミナーの様子

4) 生物多様性の確保に向けた背景と法の定義

4) - 1 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、環境基本法（平成 5 年 11 月施行）をもとに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関して定められた法律（平成 20 年 6 月施行）です（表 4-(1)-2 参照）。

関連する法律には、表 4-(1)-3 のようなものがあります。

表 4-(1)-2 生物多様性基本法で定められた「種の多様性」（同法第 2 条）

生態系の多様性	森林、里地里山、河川、湿原等色々なタイプの自然を表す
種（種間）の多様性	動植物から細菌などの微生物まで、色々な生きものを表す
種内（遺伝子）の多様性	同じ種でも異なる遺伝子を持つことによる、形や模様、生態等の多様な個性を表す

表 4-(1)-3 生物多様性基本法に関連する法律

制定	名称
平成 4 年 (1992 年)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (以下、種の保存法という。)
平成 14 年 (2002 年)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (以下、鳥獣保護法という。)
平成 16 年 (2004 年)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下、特定外来生物法という。)

4) - 2 生物多様性における自治体の動き

生物多様性基本法第 3 条から第 7 条に、生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の努力目標が掲げられています。

東京都では、生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みと生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた「緑施策の新展開（以下、新展開という。）」（平成 24 年 5 月）が策定されました。新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したもので、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持つものであるとされています。

東京都の新展開では、「地域別・行動方針別の現行施策の分類」を定め、多摩市は②「武蔵野の自然のふれあい」エリアに位置づけられています。

新展開のなかで、Ⅰ緑を「まもる」、Ⅱ緑を「つくる」、Ⅲ緑の持続可能な「利用」の促進、Ⅳ共通事項を定めています。

国土交通省や環境省をはじめとして、川崎市や戸田市など多くの地方自治体で、市民の生きがいなどにも寄与することを目的に、生物のモニタリング調査を実施して、「生き物マップ（グリーンマップ）」作りを行っています（図 4-(1)-5 参照）。

4) - 3 外来生物への対応

外来生物については、特定外来生物法（「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」平成16年6月施行）により、その取り扱いが定められています。

法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することとしています。

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定されています。また、特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

※特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるもの

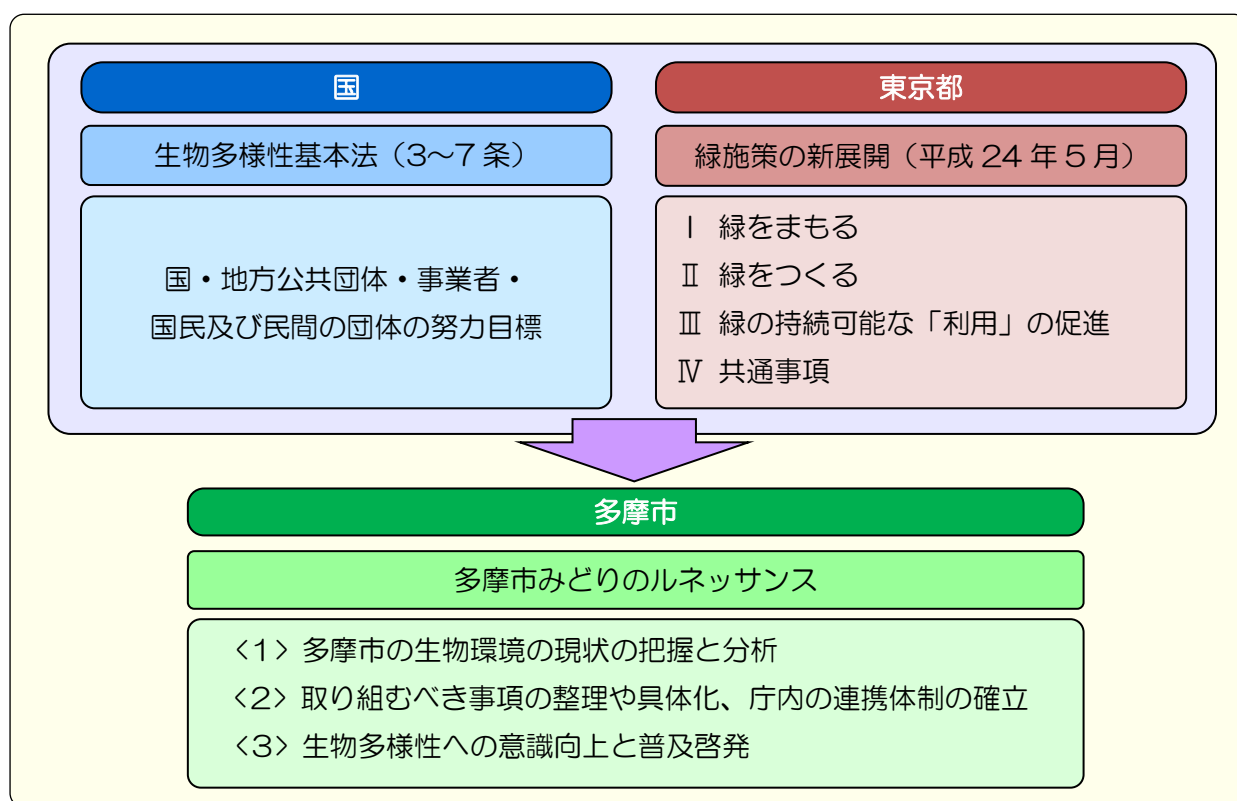


図 4-(1)-5 生物多様性の確保に向けた多摩市の取り組み

4) - 4 生物多様性情報の活用

本プロジェクトの成果は、既存の調査資料などの再整理にあたっての基本データとするとともに、市民協働により「多摩市生き物マップ(グリーンマップ)」づくりを行う際に活用することとします。また、生き物調査や生き物マップづくりでは、パルテノン多摩の博物館機能とも連携しながら進めることとします。

さらに、多摩市の生き物や植生などのデータバンク化を図り、国や東京都などとも連携して「多摩市版生物多様性ガイドライン」(案)の策定にも活用します。また、その活用にあたっては、グリーンライブセンターにも設置して、市民の皆さんに広く活用していただける情報とします。